

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人豊橋技術科学大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程により、期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,559	千円 11,868	千円 4,335	千円 356 (地域手当)			※
A理事	千円 13,650	千円 9,360	千円 3,419	千円 280 (地域手当) 591 (通勤手当)			
B理事	千円 13,083	千円 9,360	千円 3,419	千円 280 (地域手当) 24 (通勤手当)			
C理事	千円 11,258	千円 7,800	千円 2,918	千円 468 (地域手当) 72 (通勤手当)			◇
D監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 ()	千円 ()			
E監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 ()	千円 ()			※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔業務の内容, 方法を見直し, 効率化, 合理化を推進し, 常勤職員数の適正な管理を行い人件費の抑制に努めている。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔国家公務員の給与水準を十分考慮し, 国家公務員の例に準じた措置を講じている。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔昇給, 昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定については, 勤務評価, 個人評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し, 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて, それぞれ支給割合を決定する。
昇格・降格	昇格: 勤務成績が良好であり, かつ, 別に定める昇格基準に達した職員を上位の級に昇格させることができる。 降格: 勤務実績が不良な場合は, 下位の級に降格させることができる。
昇給	毎年1月1日に, 同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて5段階に設定した昇給区分により決定する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・号給の調整
平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち, 平成22年1月1日において昇給した職員の平成23年4月1日における号給を, 1号給上位の号給とした。
- ・期末・勤勉手当の引き下げ
6月期及び12月期ともに0.2月分を減額
- ・国家公務員法に定める一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う, 規定の改正
(なお, 本項目の施行日は平成24年4月1日付)
平均△0.23%となる本給表の引下げ改定及び若年・中堅層を中心に, 給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給号給を回復

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

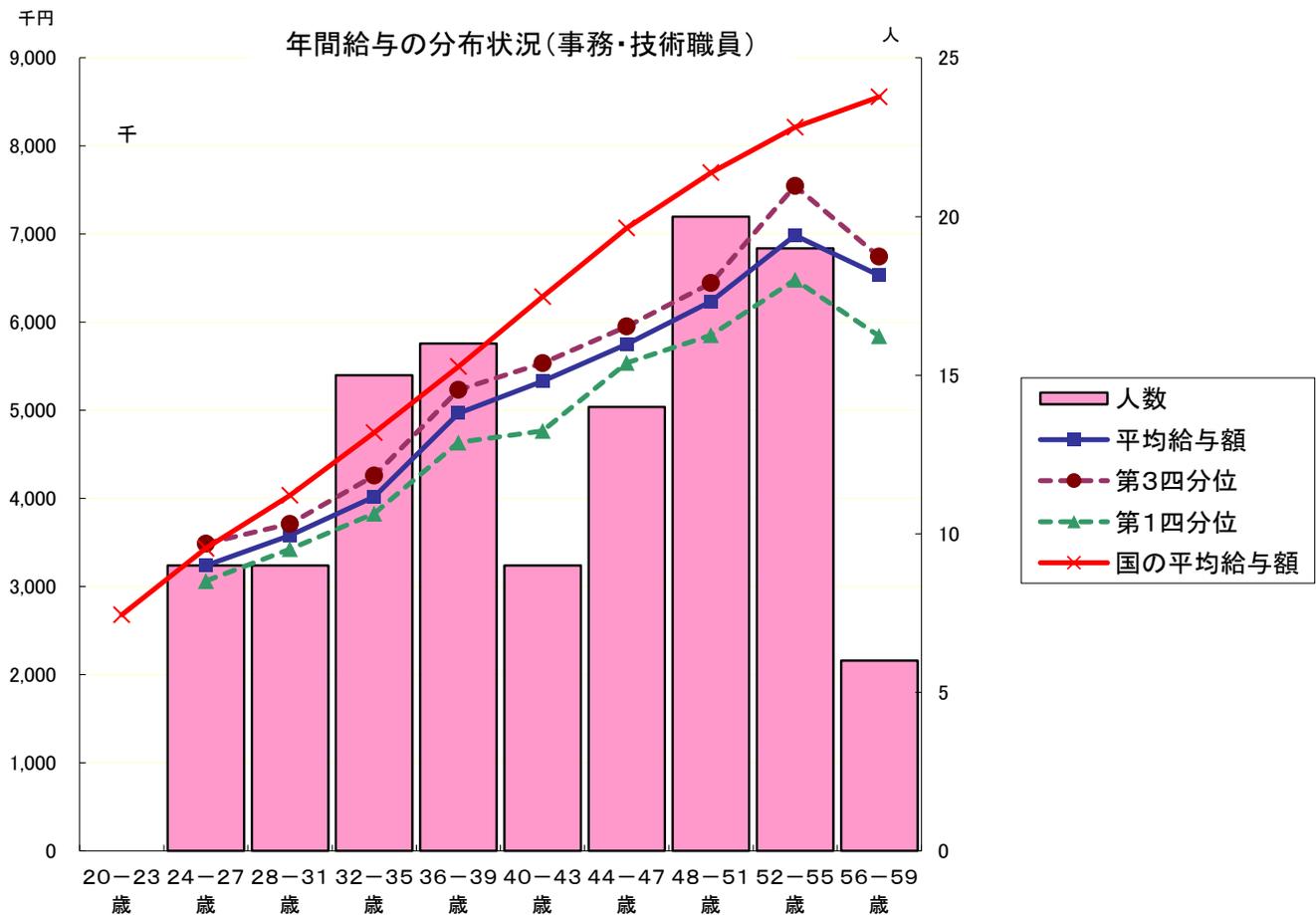
区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 303	歳 45.9	千円 7,219	千円 5,367	千円 104	千円 1,852
事務・技術	人 117	歳 42.9	千円 5,482	千円 4,139	千円 129	千円 1,343
教育職種 (大学教員)	人 185	歳 47.7	千円 8,331	千円 6,154	千円 89	千円 2,177
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 35	歳 44.2	千円 5,735	千円 5,735	千円 94	千円 0
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 34	歳 43.7	千円 5,767	千円 5,767	千円 83	千円 0

注1: 常勤職員については, 在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員(事務・技術)については, 該当者が1人のため, 当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから, 人数以外は記載していない。

注3: 常勤職員のうち医療職種, 教育職種(外国人研究員), 在外職員, 任期付職員, 再任用職員, 非常勤職員のうち医療職種, その他医療職種, 教育職種(外国人研究員)について, 該当者がいない為, 記載を省略。

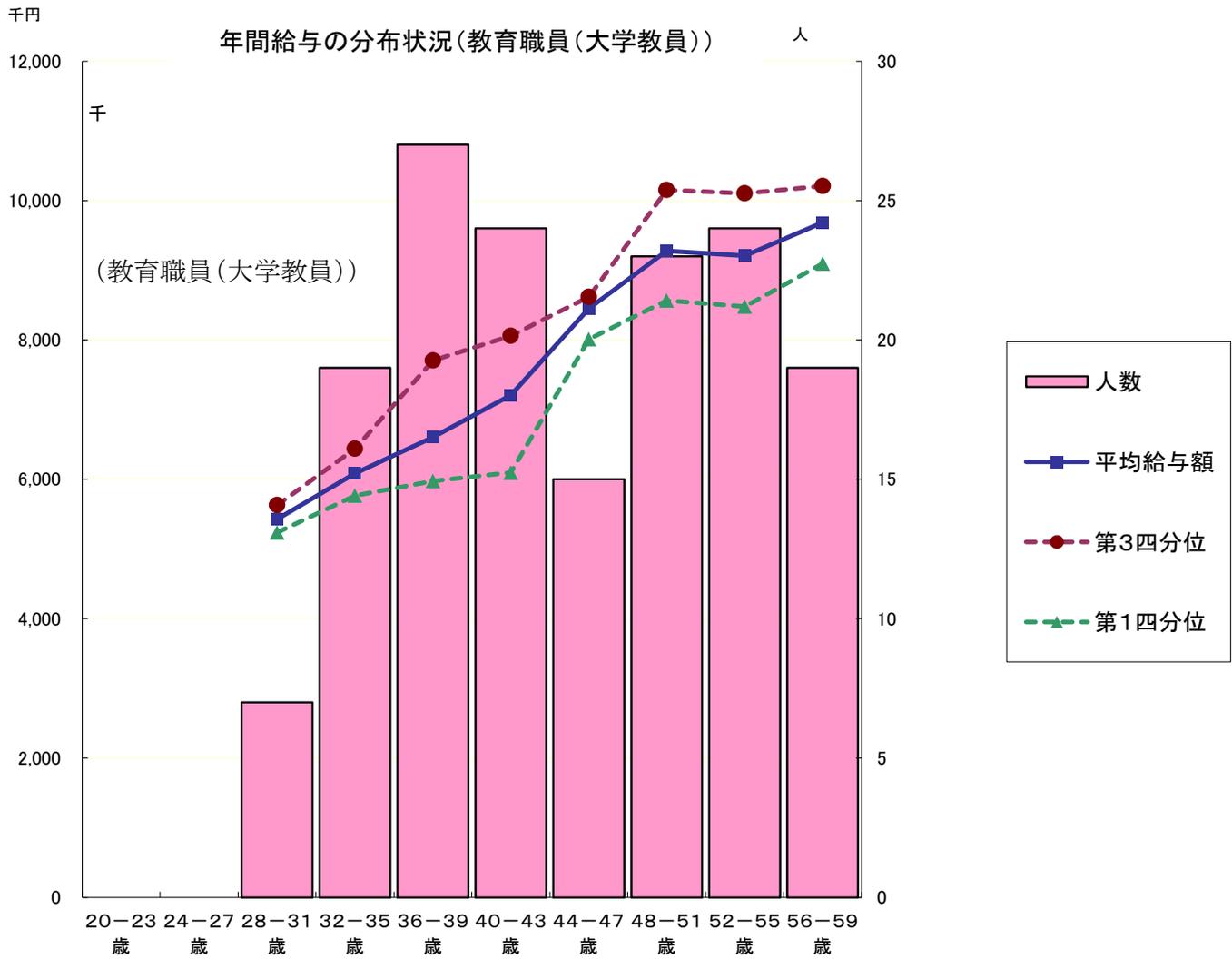
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
課長	7	51.5	7,446	千円	7,624	千円	7,866
副課長	8	54.9	7,384	千円	7,500	千円	7,561
係長	52	47.3	5,536	千円	5,885	千円	6,281
主任	14	44.6	4,767	千円	5,152	千円	5,757
係員	36	31.6	3,426	千円	3,745	千円	3,947



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
教授	71	56.7	9,684	10,081	10,528	
准教授	59	46.4	7,878	8,113	8,518	
講師	6	41.2	6,361	6,976	7,704	
助教	41	36.0	5,786	6,006	6,248	
助手	8	43.0	4,593	5,275	5,353	

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長
人員(割合)	117	該当なし ()%	該当なし ()%	該当なし ()%	該当なし ()%	2 (1.7%)
年齢(最高~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高~最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高~最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 副課長	副課長 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	人 (割合)	人 (7.7%)	人 (14.5%)	人 (41.9%)	人 (25.6%)	人 (8.5%)
年齢(最高 ～最低)		歳 59～40	歳 59～48	歳 57～36	歳 42～27	歳 29～24
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 6,253～ 5,432	千円 5,893～ 4,572	千円 4,890～ 3,434	千円 3,685～ 2,588	千円 2,727～ 2,213
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 8,227～ 7,157	千円 7,704～ 6,251	千円 6,482～ 4,540	千円 4,796～ 3,414	千円 3,556～ 2,946

6級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手
人員 (割合)	人 185 (割合)	人 該当なし (%)	人 71 (38.4%)	人 59 (31.9%)	人 6 (3.2%)	人 43 (23.2%)	人 6 (3.2%)
年齢(最高 ～最低)		歳 }	歳 64～43	歳 63～34	歳 51～35	歳 57～28	歳 55～35
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 }	千円 8,773～ 5,941	千円 7,060～ 4,322	千円 5,900～ 4,457	千円 5,349～ 3,532	千円 4,173～ 3,367
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 }	千円 12,252～ 8,101	千円 9,515～ 5,764	千円 8,035～ 6,016	千円 7,129～ 4,593	千円 5,663～ 4,545

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 65.7	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 34.3	% 35.1
	最高～最低	% 41.0～32.6	% 38.9～30.6	% 39.6～31.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.5	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.5	% 34.7
	最高～最低	% 41.7～31.7	% 41.0～30.1	% 41.3～31.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.3	65.0	63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.7	35.0	36.3
	最高～最低	43.4～33.4	40.8～30.9	41.9～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3	67.3	65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.7	32.7	34.1
	最高～最低	43.8～32.7	39.9～30.3	41.3～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.3

対他の国立大学法人等

96.7

(教育職員(大学教員))

97.7

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い,当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては,すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として,法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい,人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	84.3
	参考	地域勘案 90.7 学歴勘案 83.7 地域・学歴勘案 90.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62% (国からの財政支出額 4,846,015,323円, 支出予算の総額 7,818,709,000円:平成23年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の給与水準指数は下回っており給与水準は適切である。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 欠損額を生じないよう、今後も業務運営に努める。 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の給与水準指数は下回っており、給与水準は適切である。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.2

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

III 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,544,554	千円 2,529,625	千円 14,929	(%) (0.6)	千円 14,929	(%) (0.6)
退職手当支給額 (B)	千円 236,016	千円 64,877	千円 171,139	(%) (263.8)	千円 171,139	(%) (263.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 762,324	千円 718,444	千円 43,880	(%) (6.1)	千円 43,880	(%) (6.1)
福利厚生費 (D)	千円 395,537	千円 371,637	千円 23,900	(%) (6.4)	千円 23,900	(%) (6.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,938,431	千円 3,684,583	千円 253,848	(%) (6.9)	千円 253,848	(%) (6.9)

総人件費について参考となる事項

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

- ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の前年度からの主な増減について
 - 給与、報酬等支給総額:対前年度比0.6%増加
 - ・平成17年度人事院勧告に基づく昇給抑制期間が終了し、通常の定期昇給幅となったため。
 - ・各種手当の自然増のため。
 - 退職手当支給額:対前年度比263.8%増加
 - ・教員4名,事務職員4名の増加のため
 - 非常勤役職員等給与:対前年度比6.1%増加
 - ・競争的資金によるプロジェクト等の遂行に係る特任教員,研究員の増加 10名
 - 福利厚生費:対前年度比6.4%増加
 - ・共済組合負担金率並びに社会保険適用料率の引き上げによる増加
 - ・特任教員,研究員の増加に伴う労働保険料の増加
- i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき,平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に,「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき,国家公務員の改革を踏まえ,人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ii) 中期計画において設定した削減目標,国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき,国家公務員に準じた人件費改革に取り組み,平成18年度からの5年間に於いて,5%以上の人件費削減を行う。更に,「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき,国家公務員の改革を踏まえ,人件費改革を平成23年度まで継続する。
- iii) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,970,583	2,780,519	2,737,196	2,682,769	2,590,744	2,529,625	2,544,554
人件費削減率 (%)		△ 6.4	△ 7.9	△ 9.7	△ 12.8	△ 14.8	△ 14.3
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.4	△ 8.6	△ 10.4	△ 11.1	△ 11.6	△ 10.9

注1:「人件費削減率(補正值)」とは,「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり,平成18年,平成19年,平成20年,平成21年,平成22年,平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%,0.7%,0%,▲2.4%,▲1.5%,▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与,報酬等支給総額は,法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3:「(上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)」では△10.9%という数値であるが,人勧部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では,△11.1%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

給与特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連することについて。

- ①役員
 - ・検討中。
- ②職員
 - ・労使交渉中。